

納税準備預金などで計画的な納税資金の準備を

# 消費税期限内納付 推進運動 実施中！

消費税の  
期限内納付を  
忘れずに。



消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です( 1)。

期限を過ぎると延滞税がかかります。

確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額( 2) に応じて中間申告・納付が必要となります。

消費税には  
申告・納付期限( 3)  
があります。

申告・納税には  
e Taxが  
利用できます。

個人事業者の方は  
振替納税も  
利用できます。

| 直前の課税期間の確定消費税額( 2) | 申告・納付回数                 |
|--------------------|-------------------------|
| 4,800万円超           | 年12回( 確定申告1回、中間申告11回)   |
| 400万円超4,800万円以下    | 年4回( 確定申告1回、中間申告3回)     |
| 48万円超400万円以下       | 年2回( 確定申告1回、中間申告1回)     |
| 48万円以下             | 年1回( 確定申告1回、中間申告不要)( 4) |

- 1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- 2 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- 3 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- 4 直前の課税期間の確定消費税額( 地方消費税を含まない年税額) が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



国税庁 e-Taxキャラクター  
イータ君

厚木法人会は e-Tax・eLTAX を推進しています



公益社団法人 厚木法人会  
【厚木税務署管内 厚木市・愛川町・清川村】



地方税 eLTAXキャラクター  
エルレンジャー